

諮問番号：平成28年度諮問第24号

答申番号：平成28年度答申第24号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

原処分（生活保護法第63条に基づく生活保護費返還処分）による返還額の算出方法が不明であり、返還額自体に不服である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

平成28年6月に、審査請求人から処分庁に対し、同年4月に受給した職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の収入申告があったため、収入認定の処理を保留していた同年5月に審査請求人が受給した給付金と併せて、同条による返還額として決定しており、原処分は適正である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 審査請求人は、平成27年12月から平成28年5月まで、毎月、給付金を受給しており、それらは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく公の給付であるから、その全額が収入認定される。

2 処分庁は、審査請求人が受給した給付金のうち、平成27年12月から平成28年3月までのものについては、その相当額について既に審査請求人に支給した保護費から返納（戻入）させ、又は審査請求人から収入申告のあった月の翌月の収入充当額に計上したが、残りの同年4月及び5月の給付金については、審査請求人による前者の収入申告が遅れたことから、処分庁は、前記の方法をとらずに、これらに相当する保護費の返還を求める原処分を行ったものと認められる。

3 また、返還額については、同年4月及び5月の給付金の額が、それぞれ同年4月及び5月に処分庁が支給した保護費の額を下回ることから、審査請求人は、これら両月の給付金の合計額に相当する額の保護費につき返還義務を負うとするものであり、返還額の算定は、適正に行われたものというべきである。

4 以上のことから、原処分は、法令等の規定に従い適正に行われたものであって、違法、不当と評価される余地はない。

### 第4 調査審議の経過

平成29年1月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

したがって、審査請求人が平成27年12月から平成28年5月まで、毎月、受給した給付金による収入の事実が各月の保護費の支給後に明らかになったときは、前記のとおり、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還する義務を負うものと解される。

もっとも、こうした収入の事実が明らかになったことを受けて、常に同条に基づき調整が行われるわけではなく、過渡分の戻入（返納）の方法や、将来の収入として充当し、後に支給されるべき保護費を減額する方法により調整する場合もあり得るところである。

そこで、本件についてみると、給付金のうち、平成27年12月から平成28年3月までの受給分については、審査請求人の収入申告に基づきそれぞれ収入として認定され、各月の受給済みの保護費相当額が既に審査請求人から返納されているほか、当該保護費相当額を超えて収入として認定された分も、将来の収入として充当され、それに相当する保護費が減額されたことが認められる。

また、原処分の対象たる同年4月及び5月の受給分については、原処分に不服を申し立てる審査請求人自ら履行延期申請書を提出の上、返還の総額が示された返済誓約書によりその分割返済を誓約していることから、返還の必要性やその額については、審査請求人自身も一定の理解を示した事実が認められるところ、そもそも原処分は、それら両月分の給付金の額が両月に処分庁が支給した保護費の額をそれぞれ下回ることから、それら両月分の給付金の合計額に相当する保護費につき、同条に基づき返還させることとしたものであって、原処分における返還額の算定方法及びそれにより求められた返還額に誤りはなく、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

|        |   |   |   |    |
|--------|---|---|---|----|
| 委員（会長） | 岸 | 本 | 太 | 樹  |
| 委員     | 中 | 原 |   | 猛  |
| 委員     | 八 | 代 | 眞 | 由美 |